



議会だより

第98号

平成19年9月1日

編集・発行

議会だより編集委員会

電話(22)0612

富士吉田市議会事務局

<http://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/div/gikai/html/index.html>



正副議長、委員長研修（三島市議会）

- 6 月 定 例 会 -

日程	内容
29日	<p>本会議 各委員長からの報告 各議案の採決 (閉会)</p>
27日	<p>建設水道委員会 付託議案の審査</p>
26日	<p>文教厚生委員会 付託議案の審査</p>
25日	<p>総務経済委員会 付託議案の審査</p>
21日	<p>本会議 市政一般質問</p>
6月13日	<p>本会議 会期の決定 議案の提出と説明 議案の委員会付託 (開会)</p>

編集委員会

委員長

土橋 舜作

委員 奥脇 和一

宮下 豊

渡辺 孝夫

宮下 正男

利彦

渡辺 利彦

選挙後、初の定例会開催される

一 特別委員会を設置

(演習場対策特別委員会・織物等産業振興対策特別委員会)

平成十九年六月定例会は、六月十三日開会され、十七日間の会期を終えて二十九日に閉会しました。

この定例会では、平成十八年度一般会計における継続費繰越計算書など報告六件をはじめ、補正予算四件の市長提出議案を審議し、すべて可決しました。

また、議員提案による特別委員会が設置されました。

なお、演習場対策特別委員会・織物等産業振興対策特別委員会の正副委員長の互選が行われ演習場対策特別委員会委員長に渡辺嘉男議員が、同副委員長に渡辺利彦議員、織物等産業振興対策特別委員会委員長に松野貞雄議員が、同副委員長に佐藤みどり議員がそれぞれ選任されました。

市政に対する一般質問は五人の議員が行い、執行者の考えをたどりました。



演習場対策

特別委員会

委員長 渡辺 嘉男

副委員長 渡辺 利彦

委員 土橋 舜作

渡辺 信隆

宮下 豊

渡辺 忠義

渡辺 孝夫

戸田 元

及川 三郎

秋山 晃一

織物等産業振興対策

特別委員会

委員長 松野 貞雄

副委員長 佐藤みどり

委員 太田 利政

奥脇 和一

勝俣 進

加々美 宝

宮下 正男

渡辺 幸寿

勝俣 米治

横山 勇志

表彰

先に開催されました全国市議会議長会及び山梨県市議会議長会の各総会において、議員永年勤続(二十年)特別表彰を松野貞雄議員、渡辺嘉男議員、太田利政議員がそれぞれ表彰され、六月定例会最終日の本会議前に、表彰状と記念品の伝達が行われました。

特別表彰



松野貞雄議員



渡辺嘉男議員



太田利政議員

上程案件一覧表

(報告)

- 継続費繰越計算書(平成18年度富士吉田市一般会計予算)
- 継続費繰越計算書(平成18年度富士吉田市大明見水道特別会計予算)
- 繰越明許費繰越計算書(平成18年度富士吉田市一般会計予算)
- 繰越明許費繰越計算書(平成18年度富士吉田市国民健康保険特別会計予算)
- 繰越明許費繰越計算書(平成18年度富士吉田市介護保険特別会計予算)
- 繰越明許費繰越計算書(平成18年度富士吉田市大明見水道特別会計予算)

(補正予算)

- 平成19年度富士吉田市一般会計補正予算第1号
- 平成19年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第1号
- 平成19年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算第1号
- 平成19年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算第1号

(その他)

- 特別委員会の設置

委員会の 審査から

総務経済委員会

委員長	加々美 宝
副委員長	渡辺 幸寿
委員	松野 貞雄
"	奥脇 和一
"	渡辺 信隆
"	佐藤みどり
"	勝俣 米治

審議案件

平成19年度富士吉田市一般会計補正予算(第一号)

審議結果

平成19年度富士吉田市一般会計補正予算第一号でありまして、今回歳入歳出にそれぞれ一億七千五百七十七万八千円を追加し、総額を百七十九億四千九百七十七万八千円とするものであります。

歳入では、財政調整基金繰入金九千三百万円、国庫補助金四千五百一十一万九千円、市債二千四百六十万円等を増額するものであります。

歳出では、補助道路整備事業費七千五百万円、文化財保護費二千四百四十五万二千円、都市計画総務費千八百二十九万六千円、賦課徴収費千七百六十四万七千円、障害福祉費千八百八十二万三千円等を増額するものであります。

また、用途地域見直し事業につきまして、継続費として追加するもので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、用途地域見直し事業については、新総合計画や都市計画マスタープランに沿った見直しを行うべきであり、公聴会等で地域住民や地権者の意見を十分に聴き、地場産業の振興や新たな産業の創出につながるような見直しを行うべきであるとの意見がありました。

また、様々な広報手段を用いて市民に分かりや

委員会の審査から

すい説明を行うべきであり、本市の特殊性を生かした用途にすべきであるとの要望がありました。

地籍調査事業については、平成十一年度から十四年度までは筆界未定の土地が多く残されている状況からして、未定の土地を少なくするための補正予算であるが、平成十年度以前に事業が終了した筆界未定の土地についても公平正に取り扱うべきであるとの意見がありました。

庁舎建替事業については、新病院建設時からの課題であり、平成十年には耐震診断の結果も出ており、防災対策面において危険性が非常に高い建物であることが判明したことから、早期において

市民や議会への説明が必要であったとの指摘がありました。

また、現在の庁舎敷地からして、建物の階層や駐車スペースを考慮し、将来的な視野に立つて検討すべきであり、補正予算の執行前に庁舎全体の配置図を示した上で、建替の予算執行を行うべきであるとの協議がされました。

財源確保においては、防衛補助事業としても検討すべきであるとの意見がありました。

総括質疑においては、議事進行をスムーズにするため、各委員に対し付託議案の事前説明をしておくべきであるとの意見がありました。

文教厚生委員会

委員長 宮下 正男
副委員長 及川 三郎
委員 勝俣 進

〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃
秋山 晃一

審議案件

平成十九年度富士吉田市民健康保険特別会計補正予算(第一号)

平成十九年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第一号)

審議結果

平成十九年度富士吉田市民健康保険特別会計補正予算第一号でありまして、今回歳入歳出にそれぞれ千二百二十七千円を追加し、総額を五十九億四千八百二十千円とするものであります。

歳入では、基金繰入金八百五十二万七千円、国庫補助金三百五十万円を増額するものであります。

歳出では、賦課徴収費六百五十万八千円、一般管理費委託料五百一十一万八千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

平成十九年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算第一号でありまして、今回歳入歳出にそれぞれ

それぞれ七百六万三千円を追加し、総額を二十四億二千六百四十九万四千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金七百六万三千円を増額するものであります。

建設水道委員会

委員長 渡辺 忠義
副委員長 横山 勇志
委員 渡辺 嘉男
〃 太田 利政
〃 土橋 舜作
〃 宮下 豊

審議案件

平成十九年度富士吉田下水道事業特別会計補正予算(第一号)

審議結果

本案は、平成十九年度富士吉田下水道事業特別会計補正予算第一号でありまして、今回歳入歳出にそれぞれ二千三百九十九万五千円を追加し、総額を十五億七千四百十

歳出では、賦課徴収費七百六万三千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

七万六千円とするものであります。

歳入では、市債千九百万円、一般会計繰入金四百九十九万五千円を増額するものであります。

歳出では、下水道整備費二千三百九十九万五千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

6月市政 一般質問

六月二十一日本会議において、次の議員によって一般質問が行われました。要旨は次のとおりです。なお、全文については、次期定例会（九月）より、市立図書館において閲覧できます。

- 秋山晃一 議員
- 佐藤みどり 議員
- 渡辺嘉男 議員
- 松野貞雄 議員
- 宮下正男 議員



秋山晃一 議員

子育て支援について

「一回目の質問」

乳幼児の医療費無料化の対象年令を小学校六年生まで拡大し、子育て世帯の負担を軽くすることが必要。既に甲府市をはじめいくつかの自治体で実施されており、本市も隣接町村に先駆けて実施すべきと考えるが、市長の見解を伺う。

現在山梨県では小学校二年生まで三十人学級を実施しているが、中学生の学力低下、不登校などの問題に対処するため、市の努力で中学校での三十人学級の実施が必要だと考えるが、市長の見解を伺う。

放課後の児童の安全確保、働く親の安心確保のためにも、学童保育の対象年齢を四年生以上まで引き上げるべきと考える。さらには、学童保育の入所待機児童の安全確保のためにも、学童保育所の増設あるいは定員増加を図るべきと考えるが、市長の見解を伺う。

「一回目の市長答弁」
乳幼児の医療費無料化については、現行の厳しい財政状況を考慮すると難しい局面もあるが、安心して子供を育てる環境を整えることは、私の重要な施策の一つであり、速やかな実施が肝要であると認識している。財政状況や先進市町村の取り組みをも精査・検討し、具現化に向け、努力して参りたいと考えている。

山梨県においては、小学校一・二年生を対象とする少人数教育施策、かがやき三十プラン」が実施され、九名の教員が増員されている。また、市費負担教員についても、本年度は市内四つの中学校に、四人の市費負担教員を配置している。

今後とも、少人数学級の実現に向けて、関係機関である南都留教育委員会連合会等を通じて山梨県に対し、更なる教員の増員も要望して行く。

次に、学童保育の対象上限年齢の引き上げについては、現在の状況から、対象上限年齢の引き上げは難しいと考えているが、今後、可能な状況となつた場合においては、対象上限年齢の引き上げを検討して参りたいと考えている。

国民健康保険について

「一回目の質問」
現在、国保税の滞納者対策として、保険証の代わりに短期保険証、資格証明書の発行などが行われているが、滞納世帯は減つたのが、また市長はこのような方法が有効と考えているか答弁願う。また、資格証明書の発行は、機械的な処理ではなく、高齢者や幼い子供がいる、定期的に医療機関を受診する必要があるなど、それぞれの家庭の事情を考慮し、慎重に発行すべきと考えるが、併せて市長の見解を伺う。

富士吉田市の国保税は他市町村に比べても高いと思うが、市長の見解を伺う。

市民からは、国保税が高いなど、悲鳴が上がっている。この問題を解決するには、国保税を引き下げるべきと考える。また、

「一回目の市長答弁」
短期保険証と被保険者資格証明書の運用に係る有効性と高齢者等への対応については、国民健康保険法に準拠して運用しており、国保税の滞納世帯に国民健康保険の被保険

6月市政 一般質問

者であることの再認識と、生活に困窮されている方への方策として有効に機能していると認識している。本市においても、景気低迷などによる社会情勢により、国保税の収納率は若干低下傾向にある。

また、高齢者等の対応は、世帯員全てが老人保健法に該当する場合は、被保険者資格証明書の適用除外となっている。該当世帯は納税相談を行い誠意を持って対応している。

次に、国保税の税額については、本市の国保税は、平成十七年度の一世代あたりの税額は、他市に比べると高い状況であるが、医療費に対する目的税であり、本市においても医療費は年々右肩上がりとなっており、これらの医療状況等を勘案した適正な額と認識している。

次に、財政調整基金取崩しによる国保税の引き下げについては、財政調整基金は、保健事業の対応や偶発の要因に基づく保険財政の変動など、主に予測不能な医療費に対応

するもの、懸念される高額な疾病医療やインフルエンザなどの流行性感冒に対応するため、相応の積み立てを行っている。

基金取崩しによる国保税の引き下げについては、基金の設置目的が国保税の継続的な安定のため、さらには、不測の医療費に対応するためのものである。

「二回目の質問」

資格証明書の発行については、国民健康保険法に準拠しているとの答弁だが、真面目に納めようとしても困窮のために納められない市民に対して法をどこまで活用して対応するのか、市長の姿勢が問われる。また、同法施行令では、特例として、災害、盗難、事業廃止などの四点を明記し、五項目でこれに類するときも規定しているが、他の自治体では、この五項目に独自の基準を設け、資格証明書の発行を抑えている自治体もある。本市でも、このような基準を設け、市民の理解を求め、滞納対策を図るべきと考える。

決して、資格証明書の発行で問題は解決しないと思うが、市長の見解を求めらる。

高い国保税のままでは、滞納が増えるなど、国保会計の悪化に繋がる。現在は、基金の額の判断は各自自治体に委ねられており、本市の場合は、他市に比較して余裕があるもので、これを国保税引き下げの財源とする考えは、自然な考え方である。国保事業の安定のためにも、高い保険料の引き下げを検討すべきと思うが、市長の考えを伺う。

「二回目の市長答弁」

納税弱者への被保険者資格証明書の対応については、国民健康保険法により、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、滞納世帯に納付の催告を行い、その後、特別の事情の有無を確認すべく、弁明の機会を付与通知により納税相談に繋げており、資格証明書はこれらの納税相談や納付指導の要請にも理解が得られず、これに依っていた

だけない方に発行している。

国保税を納付することにより生計を維持することが極めて困難になる世帯に対しては、納税相談等を行う中で、短期被保険者証を発行している。国保税の税額と収納率の問題については、各年度で見込まれる医療費や医療環境を勘案した適正な税額を算出すること、収納率向上の問題は、それぞれ課題として個別

に取り組むべきものと考えている。

収納率の向上を図ることとしては、短期被保険者証や資格証明書の運用に併せて、納付催告、納税相談、臨戸訪問などの地道な不断の努力こそが収納率向上に繋がる唯一無二の方法だと考えている。

また、基金取崩しによる国保税の引き下げについては、既に答弁申し上げたとおりである。



佐藤みどり議員

富士吉田市集中改革プランと 行財政改革について

「一回目の質問」

市では、平成十七年に「富士吉田市集中改革プラン」を策定し、各種の事業を進めており、今年度が折り返しの年になるが、目標に対しての進捗状況と自身の検討はいかがか。市長は「今、点検精査し分かりやすく公表

する」としているが、初期目標を変えるのか、見直すのか、また、市長の進める改革との整合性について、考えを伺う。

市役所の土日窓口開設とコンビニエンスストアでの納付制度導入により、市民サービスと収納率の向上が図れると思う

が、制度導入についての市長の考えを伺う。

「一回目の市長答弁」

富士吉田市集中改革プランに基づきこれまでの具体的な施策として、事務事業等の見直しは、平成十六年度から平成十八年度における、経常事業を対象とし、実施してきた。

また、平成十八年度の組織機構改革では、事業部制を導入し、各事業部に管理本部を設置した。

また、民間委託等の推進については、指定管理者制度を導入する中で、平成十七年度末で十一の公共施設を指定し、平成十八年度においては、三施設について指定をした。また、全ての公の施設を対象に、施設管理のあり方について検証し、平成二十一年度までに検証結果とあわせ、直営か指定管理者かの管理方法の公表を行うて参りたい。

また、職員数の適正管理については、平成十七年度及び平成十八年度における一般職二十三名、保母職三名の退職者に対

し、平成十八年度及び平成十九年度に、一般職八名、保母職七名の採用で十一名の減員を図ったところであり目標を達成している。

その他、給与の適正化、経費節減等についても、平成十九年度予算に対応してきた。

今後においても、削減目標に向けて鋭意努力を行うて参りたい。

私の進める改革と集中改革プランとの整合性と取り組み目標の見直しについてはこの具体的な目標の見直しは、本市の現在の財政状況がどのような状態であるかを知ることが、まず、第一であると考えている。

この財政状況の分析結果を踏まえる中で、これまでの富士吉田市集中改革プランの内容を精査し、さらに具体的かつ詳細な新しい富士吉田市集中改革プラン」を作成して参りたいと考えている。また、その後にいても新しい視点に立ちても適宜見直しを行い、社会経済情勢の変化などによ

り、新たに生じた改善事項については、その都度付け加えて実施していきたいと考えている。

市役所の土日窓口開設を含めた窓口の利便性を向上させる具体的な手法については、市民サービスの把握・分析、費用対効果などを勘案しながら、多角的な対応の検討を行うていく。

住民への行政サービスの一つとして、「コンシェルジュ」での納付制度については、より納めやすい環境を整えるべく、関係各課との調整を図る中で、早期に対応すべく検討していく。

「二回目の質問」

指定管理者の導入については、一部の施設を除いて、法改正に伴い制度を導入したのみに終わっているところが多いと思う。当初の目的は、住民サービスの向上と経費の効率化を図ることとしているが、それらは果たされているのか、また効果についてのチェックはどのように行っていくのかさらに住民サービスの向上のた

めアンケート調査等の方法を取り入れ、より利便性を向上させるよう改善すべきと思うが、これらについてお答えいただきたいと思います。

施設管理のあり方については、二十一年度までにすべての公共施設を検証していくことだが、民間の委託先を育てていくことも必要であると思う。特に、団塊世代の多くが退職し、その人達の再就職の支援ができるように、今から受け皿となる団体を育成していくことが必要だと思いが、考えを伺う。

市の財政状況について、所信表明で言われている九月末を一つの目処として、財政状況を見たうえで優先順位をつけ、それからすべての取り組みを始めるのでは、限られた期間の中でできることが限られてしまうのではないかと、せめて九月議会には協議ができるようにすすめることはできないのか、また、財政負担の少ないものは今から手を打っていただきたいと思うが、考えを

伺う。

土日窓口の開設については、一回目の答弁で市民サービスの把握、分析等を勘案しながら多角的な対応を検討して参りたいとのことだが、まずは週一回でも平日の時間延長を検討していただければ、市民の利便性が図れると思いが、考えを伺う。

「二回目の市長答弁」

指定管理者制度については、現在十四の公共施設について指定管理者制度を導入しているが、毎年度終了後に指定管理者から提出される事業報告書に基づき、管理運営状況について、チェックを行っている。

その結果、平成十九年四月に管理を開始した二施設を除く十二施設のうち、二施設については、経費の削減等の効果が図られたが、残りの施設については、経費の効率化の面では、施設の性格上効果が表れにくい面がある中で、引き続き、管理監督、評価分析をする中で、当該施設の指定管理者と協議を行い、適切な管理運

6月市政 一般質問

皆に努めて参る。また、利用者等の声を十分に把握するよう努めるためにはアンケート調査等の方法も検討していかなければならないと考えている。

また、他の公共施設の検証については、直営の管理方法で対応するにしても、業務については、全部委託又は一部委託の方法も当然に検討していかなければならないものと考えている。

また、本市の財政状況については、九月末を一つの目処とし、取組みを始めるわけではない。当然

に、本年度当初予算において、市民生活を維持するための予算は措置されているが、今六月定例会にも補正予算を計上させていた。

また、緊急性のあるものについても、同様である。本市の行財政運営を預かる者として、政策的な予算措置については財政状況の見極め後にしたい。平日の時間延長については、市民が利用しやすい窓口業務の推進を図るため、関係各課において実施に向けて鋭意検討していく。

教育、子育て関係について

「一回目の質問」

市長のコメントには「子育てしたいまちNo.1にします」と掲げられているが、具体的にどのような構想を持っているか。また、昨年六月の一般質問で「子育て支援課の設置について」質問したところ「一年間の運営実態を見極める中で対処する」との答弁を得ている。市長はコメントで「子育て相

談の窓口一本化を図り、必要な情報や支援に素早く的確にアプローチします」と謳っているが、どのような形で進めていくのか。また、子育て支援課の設置についても考えを伺う。

国が少子化対策に充てる地方交付税を七百億円と倍増したので、市の少子化対策事業の財源は強化された。そこで、妊産

婦無料検診の回数を二回から五回に増やし、産婦にも一回分は公費負担としたらどうか、市長の考えを伺う。

文部科学省と厚生労働省の事業を一本化した「放課後子どもプラン」は一年生から六年生までを対象に、地域の大人やお年寄り、高校生に積極的にかかわりを持っていただく、地域みんなで育てる開かれた事業であり、市長が掲げる地域に開いた事業ではないかと思つが

市長の考えを伺う。また、地域全体で子育てを応援していくことが、今大切な課題となっているが、これに対しての取り組みについても、伺う。

「一回目の市長答弁」

子育てしたいまちNo.1については、学校教育の面では、地域の大人たちが自分たちの経験や知識を生かし、子どもたちの学習を支援する学習ボランティアを導入するなど、地域の大人やお年寄り、さらには高校生においても積極的に小中学校に関わりを持っていただき、地域

みんなで子供たちを育てる開かれた学校、地域みんなが見守る安全で秩序のある学校づくりを積極的に取り組んでいきたい。子育て相談の窓口一本化については、私の公約どおり相談窓口の一本化に向け、速やかに整備を図らなければならないものと考えている。

また、子育て支援課の設置については、相談窓口を一本化する時点で検討して参りたいと考えている。

妊産婦無料検診については、安心して出産できる環境を整備する必要性を認識しており、市長就任以来、妊婦検診の拡大の速やかな取り組みがなされるよう、市長会に強力に働きかけてきた。結果、今年度七月から五回の無料検診が実現したところであり、この制度の拡大により、一人でも多くの子どもが誕生することを切望するものである。

「放課後子どもプラン」については、「放課後子ども教室推進事業」は、地域

の皆様のお力を得る中で協議会の設立を予定している。

また、「放課後児童健全育成事業」との連携についても、現場の声を取り入れながら、より発展性のあるものにするよう努める。

「二回目の質問」

子育てしたいまちNo.1について、地域みんなで子供たちを育てる学校づくりに積極的に取り組むとの答弁をいただいたが、これは今後取り組む「放課後子どもプラン」の導入との関わりであると考えてよろしいか。協議会の設立と今後の事業推進予定について、もう少し具体的に教えてほしい。

子育て支援には、学校教育の面にあわせ、保育の支援も重要であり、特に居場所作りは本市において大きな課題であると思つ。この三月より吉田「ミセン」に児童室が設置されたが、いつでも利用できる環境が整っていないように思えない。このような公共施設の使用についても、利便性を考慮

した運営を検討していただきたいが居場所作りについて、市長の考えを伺う。

また、保育の多様化(一時保育や病後児保育等)についても今後の課題であると思うが、考えを伺う。

「二回目の市長答弁」

「放課後子どもプラン」は子育てしたいまちNo.1のための諸施策の一つに位置づけられる。

協議会の設立と今後の事業推進については、子供の参加の意向調査、目的調査を実施し、これを基に教育委員会、学校関係者等で協議会を設立し、各学校に見合った子ども教室の展開を図る。

農村公園について

「一回目の質問」

城山東農村公園は、本年一月に事業が完了し、県から市へ財産が移管されたと聞いているが、今は雑草が生い茂っている。管理はどのように行っているのか、また今後の利用計画について、市長

次に、上吉田コミュニティセンターの児童室の利用については、地域の状況や利用者が多様化する中、勤務体制、雇用形態等柔軟な運用が可能な体制をとり、質の高いサービスを提供、経費の節減等の施設運営を行うて参る。

居場所作りについては、市の施設はもとより、民間・県の施設の利用をも視野に入れながら、検討して参る。

次に、保育の多様化については、保育を実施するためには、不定期な勤務に対応する人材や施設の確保など、難しい課題があるが、解決に向け検討して参りたい。

の考えを伺う

「一回目の市長答弁」

農村公園の管理は農林課が所管しており、雑草処理は地区農業者と生産組合が参加する集落協定事業として、定期的に実施して参る。利用計画については、農業振興地域

内にある環境を活かした農業体験や水車を利用した製粉体験ができる基幹交流施設として活用を図って参る。

「二回目の質問」

農村公園の運営については、食の安全推進の観点からも、例えば農業関係者や食生活改善推進委員や、命の大国ネットワークの皆様等の協力をいただき、進めていくことも必要ではないかと思うが、運営についてどのように考えるか伺う。

「二回目の市長答弁」

農村体験教室を農村女性アドバイザー等の協力で実施しているが、今後、農業関係者や食育関係団体との連携を深めながら、農業体験を通じた事業に取り組んで参る。また、リフレふじよしだに隣

接し、富士山の眺望と農村風景が楽しめるエリアとしての有効活用を図るため、訪れる観光客等に各種情報を提供し誘客を図って参る。

「三回目の質問」

今後、農村公園として有効活用していくためには、民間の協力を得る中で、プロジェクトを組み、十分協議をした上で計画を立て、都市と農村の交流、観光客の誘致を図れるような事業推進が大切であると思う。そこで、プロジェクト結成についてどのように考えるか、答弁を願う。

また、以前行われていた農業祭り等のイベントをこの農村公園で行うことにより、活性化を図る

ことができると思うが、このことについても考えを伺う。

「三回目の市長答弁」

農業者、花壇苗生産組合及び食育関係団体等と協働し、公園内の花づくりや水車小屋の活用等を推進して参る。また、農業祭りは、平成十六年度から富士山アリーナを会場に、道の駅の秋祭りイベントに併せ開催しているが、農村公園での実施は、関係団体等と協議し検討して参る。



渡辺嘉男議員

基本姿勢を含めた市政の重要施策について

「一回目の質問」

市長所信の中の、快活な市風をつくるために、コミュニティの再生を促す地域内分権の実現に取り組み「とはどのようなことなのか、また、要求実現型から市民中心主義に徹す

ると言われていることについては、前市長が言われた「みんなが市長ふじよしだ」となら変わることはないフリーズではないかと感じるが、具体的にはどのような意味で使われ、どう違うのか答弁

6月市政 一般質問

を願う。さらに「個別的な見返りにつながらる行政は絶対しない」と改めて市民に約束しているが、具体的に説明を願う。

行財政改革について、すべての財政を総点検することだが、どのような形で総点検され、評価する第三者の専門家とはどのような方々なのか答弁を願う。また、入札制度の見直しについては、制度の透明性と公平公正が図られることが大変重要なことだと思うが、具体的にどのような入札制度に見直すのが答弁を願う。さらに行財政に関わる部分として、市民が市役所を訪れた際に案内役となり、調整役となる総合案内デスクの考え方は、すぐにできることであり、良いアイデアだと思いが、すでに設置されているのか伺う。

学校教育について、市長は教育再生会議のメンバーとかがわりを持つことで専門的助言をいただければ、地域ぐるみの見守り体制の構築が図られ、問題が解決できるかのよ

うに言われているが、メンバーとは誰がかわり、どのようなかわり方をするのか、またメンバーの助言は助言として、市長本人の教育に対する考え方も重要であると思うが、その点も含めて答弁願いたい。

慶應義塾大学の誘致について、議会に対して何の説明もないが、市長にとっては最重要施策であると思う。私も議会としても協力を惜しまないところだが、現時点でどこまで話が進んでいるのか、また、今後の事業展開をどう考えているのか、さらに、当然市が負担するものがあると思うが、それもあわせて具体的に答弁願いたい。

「一回目の市長答弁」

「ミニミニ」の再生を促す地域内分権の実現については、地域「ミニミニ」は市民の皆様の日常生活のお互いの連帯感や信頼関係などが、人と人とを結びつける役割を果たすことにより発生した地域社会である。

こうした人と人とのつ

ながりは、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく上では欠くことのできない要素ではあるが、急激に進展した都市化などあわせ、地域が本来有していた相互扶助の機能が低下してきたことも事実である。

さらに、近年の少子・超高齢社会の到来に伴い、高齢者や子育て家族に対する支援、防災・防犯対策などの課題解決にあたり、地域の皆様の連携や相互扶助に直結するさまざまな課題が発生している。

また一方では、地方分権の進展に伴い、自己決定、自己責任の原則のもと、地域住民が主体となり、住民生活に直結する身近な問題については、住民が互いに協力し、助け合いながら、自らの手で解決していくことが求められている。

したがって、行政としては、こうした近隣「ミニミニ」の再生、地域内分権に結びつく活動へのより適切な支援に努め、地域と

行政が協力関係を築いていく必要があると考えている。

次に、要求実現型行政から市民中心主義に徹することについては、地方公共団体は、地域住民のために存在するものであり、その存在意義に基づき、大きな使命として住民福祉の増進を図っており、その取り組みの成果は最終的には住民生活に帰結してくる。こうした意味において、市政運営の基本を市全体の利益の向上、より多くの市民の皆様の福祉向上に置かなければならないと考えており、このような市民全体の利益を中心に置いた市政運営を意味している。

したがって、前蒼沼市長の掲げた「スーパードッグ」の意味するところと市民中心主義の違いであるが、これまでの答弁から判断、理解をお願いする。

また、「個別的な見返りにつながらるような行政は絶対しない」とした点については、私の市政運営の基本を置くところとして、何よりもまず市全体

の公益、より多くの市民の皆様の福祉の向上を念頭に掲げ、行財政運営を円することを表明したものである。こうした基本姿勢を堅持し続けることにより、これからの市政運営に際し、不公平な配分や、あるいは後年、効果があつたと評価されるような投資は厳に慎み、市政推進にあたることを市民の皆様にお約束申し上げたものである。

次に、行財政改革については、総点検を、本市の過去五年間の財政状況を詳細に比較、検討し、今日の厳しい財政状況になった原因を追究、分析し、その結果をふまえ、事業の取捨選択等をする中で、これまでの「富士吉田市集中改革プラン」の内容を精査し、さらに具体的かつ詳細な新しい「富士吉田市集中改革プラン」を作成して参りたいと考えている。

分析の内容については、経常収支分析と経費分析からなり、財政指標の中で最も代表的なものである経常収支比率の内訳を

各市平均、類似団体平均と比較、分析することを基本とし、さらに、それだけではフォローできない経費については、他の指標を活用して比較、分析をして参る。

さらに、性別別歳出費目についても、分析の効率性及び歳出削減への寄与の観点から比較的成分比の大きい費目を対象に分析をして参る。

その分析結果をもとに、事務事業の廃止・縮減、民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与の適正化、増収対策、地方公営企業等の経営健全化等の推進を図って参りたいと考えている。

なお、評価する第三者の専門家については、外部監査制度などの導入を含め検討し、その分野に精通した人材の活用を図って参りたいと考えている。

次に、入札制度については、一般競争入札導入拡大を前提として、現行の入札方法の見直しを図るため、庁内検討組織を立ち上げ、契約の透明性の確保、競争性の向上、

適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底などを主眼とする入札制度の検討を推進して参る。

次に、総合案内デスクの設置については、現状の総合案内業務をより充実するとともに、職員の接遇についても、民間での研修を実施し、ホテルのフロントと同様な窓口業務の対応を図るべく努力をして参る。

学校教育については、子供の教育は、勉強を中心として学校において取り組んでいるところであるが、最も基本となるのは家庭教育であり、加えて、地域の方々の支援も多大である。そして、学校・家庭・地域が一体となって、心豊かな子供たちを育てて行かなければならない。

教育再生会議との関わりは、今後、この会議の提言を受けた施策の展開が図られることが見込まれているので、このような施策をいち早く取り入れるべく、国の情報を的確に捉え、速やかな対応を図るための環境を整えて行きたい。

次に、慶應義塾大学の誘致については、本市の新しい時代におけるまちづくりと、長期的発展を目指す上で、慶應義塾大学からの知的支援は必要不可欠と考えている。

慶應義塾大学との連携・交流を図っていく手掛りとして、まず、連携協力することを約する基本協定を締結したいと考えている。

協定にあたっては、市単独ではなく、山梨県、忍野村、山中湖村及び恩賜林組合と連携する中で、その実現を図って参る。

協定締結後の進め方については、関係機関の代表者による推進委員会を立ち上げ、協議して参るので、負担等についても、協議の中で検討される事となる。

「二回目質問」

「ミニミニ」の再生を促す地域内分権の実現について、答弁は、これまでの分権社会についての内容と同じであると思っなせ、それが地域内分権なのか、そもそも、地域内とは自治会単位なの

かどの程度の範囲と考えているのか、また、「分権型社会」は聞いているが「地域内分権型社会の実現がもたられている」ということは聞いたことがない、全国的な流れなのか、教えてほしい。

「市民中心主義」で、市政運営の基本を全体の利益の向上や多くの市民の福祉向上に置くことは、地方自治の根幹であり、いままさ、市民中心主義として声高に訴える必要もない、自明の理である。

また、前市長の「人口ガンの本意を理解していない人が、何から変わろうとしたのか理解に苦しむ。」「行財政改革」について、評価はいつになるのか、九月末を目途にするようだが、評価なしの見切り発車になるのか、また、評価について複数の専門家と言っているのに、これから外部監査制度導入の検討では、おかしい。

これでは、十九年度内に政策予算の提案はできないと思うが、いかがか、何う。

「学校教育」について、

「市長の教育に対する確固たる信念が必要ではないか」との質問に対しては、期待を裏切る教科書的な答弁というほかない。再度、市長の本意を聞かせてほしい。

また、教育再生会議では、メンバーとの関わりに対しての質問であり、会議との関わりではない。もう一度答弁願う。

さらに、識者においても異論があると感じられる再生会議の、どのような提言を、どのように環境整備するのか聞かせてほしい。

「慶應義塾大学」について、研究部門の誘致が市の存亡を決するが、如く言われながら、いつから連携、交流を図る手掛かり」とまでトーンが下がったのか、「研究部門」はどのようになるのか、何う。

また、議会に説明がないままに、「県・忍野村・山中湖村・恩賜林組合まで連携し、代表者による推進委員会を立上げ、そこで負担金も検討する。」との答弁は、県議会議員であった市長の答弁とは思え

6月市政 一般質問

ない。市議会をどのよう
なものと考えているのか
答弁願う。

「二回目の市長答弁」

「コミュニティの再生を促
す地域内分権の実現につ
いては、本市の市政運営
は市役所のみではなく市
民の皆様と協働の関係を
築き、共に行っていくか
ければならない。このこ
とは、自治という営みに
つきまとう古くからの課
題であり、今に始まった
ことではないと認識して
いる。

高度経済成長以降の社
会経済状況の激変に伴
う、地域が本来有してい
た相互扶助機能が低下し
てきたことと、急激に進
展してきた少子・高齢社
会や学校教育の振興を図
る上での家庭、学校、地
域の連携の問題など、地
域社会の変化に対応して
いくため、「コミュニティの再
生を図る必要がある、そ
のために地域内分権の実
現を図ることの大切さが
ある。

なお、地域内の範囲は
向こう三軒両隣を最小に
自治会程度の範囲が想定

されるが、本市において
は、既に古くから自治的
な組織として機能してい
る自治会レベルが望ましい
と考えている。また、地域
内「コミュニティ再生の必要
性は、本市だけの課題
ではなく、我が国全体の
課題であると考えている。
したがって、地域内分権の
課題についても全国的な
課題になってくるものと
考えている。

次に、市民中心主義に
ついては、確かに自明の理
として当たり前のことと
あるが、このことを敢えて
先の選挙において、私が
市民の皆様にご訴えなけれ
ばならなかったことと、そ
のことについて少なくとも
半数以上の支持が寄せら
れた背景について理解を
願います。

また、前市長の入口ガ
ンの本意も認識していな
い人が何から変わろうと
したかの指摘であるが、
今日ある富士吉田市は
我々の先輩が、その時々
の社会と時代の変転を見
極め、時代潮流に相応し
いかたちに自らを変えて
きた結果であり、またあ

る面では変えなかった結
果の積み重ねであると考
えている。

私が「変えよう」とした
のは、こうした改革の意
思を引き継ぎ今の時代に
ふさわしい富士吉田を創
り上げていこうとしたも
のであり、前市長の「スロ
ガンから変わる」とした
ものではないと、私の理
解をお願いします。

次に、行財政改革につ
いては、評価の時期は本
年九月末を一つの目処と
して、本市がなすべき事
業、真に必要な事業につ
いて議論を徹底して参
る。

また、評価する第三者
の専門家については、弁護
士、公認会計士、税理士
及び実務精通者などに評
価をお願いしたいと考え
ている。

なお、平成十九年度内
に政策予算は提案できな
いのではないかと、質問
であるが、政策予算につ
いては、本市の財政状況
をつぶさに把握して、その
結果判断に基づいて対応
を進めて参る。

既に、本年度予算につ

いて、市民生活を維持す
るための予算は措置され
ているものと考えている
ので、優先すべきは、まず
本市の財政状況を精査す
ることであり、その結果
に基づいた予算的な対応
である。

その見極めなしに、私
の政策を断行することに
より、本市の持続的な発
展を阻害することもあり
考えられるので、本市の
行財政運営を預かる者と
して、政策的な予算につ
いては、財政状況の見極
め後にしたいと考えており
これが私の主要な政策の
一つであると考えていた
きた。

学校教育に対する本意
については、子供の教育に
とって、家庭・学校・地域
が一体になって関わり、
指導していくことの重要
性を痛感しているところ
であり、今後の地域教育
の重要課題の一つに位置
付けている。

教育再生会議との関わ
りは、今後において多彩
なメンバーと関わりを持
つことにより、より専門
的な助言を享受できると

考えている。また、既に公
表されている第二次報告
に基づく提言について、教
育委員会や教育現場にお
いて、この地域の特性に
合った内容について適否を
十分精査し、期を逸する
ことなく速やかな対応を
図って行きたい。

次に、慶應義塾大学の
誘致については、知的支援
を受けるためには、まず、
連携を確立することが基
本になるものと考えてい
る。

研究部門の誘致につ
いては、基本協定締結後
における推進委員会の中
で、強く要請したいと考
えている。

また、二村等との協議
については、各会派の代表
等への説明後、実施して
参る。

「三回目の質問」

財政状況を見極めるこ
とを主要な政策と理解し
たうえで、外部監査制度
の導入の検討をいつまで
に終わり、いつ第三者の
専門家を選任し、いつまで
に評価の結果、結論を出
すのか、まさか二十年度
予算編成に間に合わない

「ことではないと思うが、答弁願う。」

私は、教育再生メンバーとの関わりの質問をしているが、どうして会議との関わりの答弁にすり替えるのか。所信で多彩なメンバーと関わりを持つことと、言っているのが、多彩なメンバーの中の誰と誰が関わり、どのような関わり方を持つのかを想定して所信としたのか答弁願う。

慶應義塾大学の研究部門の誘致の前に連携が必要と言つたらば、なぜ、知的支援を受けるために連携、交流を図ること、その交流を広域的に行うこと、さらに行政の継続性を踏まえてと所信で言わなかったのか。私も研究部門の誘致が市長と同様に市の未来の展望を明るくするものと信じている。市だけでは自信がないので、県、恩賜林、二村を含めたといつことなのかまた連携が確立できたら本当に研究部門が誘致されるのか答弁願う。

「三回目の市長答弁」
行財政改革については

外部監査制度の導入の検討は、諸条件を満たす中で、なるべく早い時期に導入して参りたいと考えている。

また、評価する第三者の専門家については、本年九月末を一つの目処として考えている。

教育再生会議のメンバーと関わりを持つことは、個人的な関わり合いではなく、地方と国が教育行政についてより密接に関わり合いを持つことにより、時代の変化に即した、地方のみでは困難である部分について、より専門的な助言の享受がいち早くできるものと考えている。

今後とも、教育再生会議において示される報告を注視するとともに、教育委員会、教育現場において、活用策について十分検討して行きたい。

次に、慶應義塾大学の誘致については、慶應義塾大学は、自然環境に恵まれた富士吉田市及びその周辺地域に魅力を感じ、この地域と連携しようとしていくものであり、この

地域が広域的に一体となつて取り組むことにより、その効果はより一層高まるものと考えている。

研究部門の誘致については、まず、連携・協力することを約する基本協定

市民文化エリア整備事業の見直しについて

「一回目の質問」

本事業について、市長は公約として、抜本的に検討見直し、市民の皆さんに役立つ図書館、市民会館にしますと断言し、建設場所も旧市立病院跡地も含めて検討すると言われているように、市長には考えがあると思う。

九月まで待たなければ結論が出ないということでは、これ以上の停滞は許されない、市の財政状況は別として、規模はどのくらいか、建設場所はどこか、建設費はいくらか、現時点での市長の考えを聞かせてほしい。

「一回目の市長答弁」

現在の図書館・市民会館は、全体的な市政運営やこれまでの整備計画の

の締結から始まるものであり、協定締結後に立ち上げる推進委員会での協議を通じ、具体的な実現を図って参りたいと考えている。

市民文化エリア整備事業の内容を含む事業費等を検証し、利用者の利便性、また、本市の財政状況、今後の財政の見直し、健全な財政規模や図書館の利用状況、情報技術の導入・利活用などを総合的に検討し、事業に取り組みたいと考えている。

そのための、図書館の運営や規模、建設場所の選定や市民会館、富士五湖文化センターの課題に対応した建設事業費などについて、あらゆる角度から検討し、早急に決断したいと考えている。

「二回目の質問」

事業の見直しですが、財政状況等の制約を受けることは承知しているが、公約としていたのだから、当然に対案があつてのこととして、質問した。対案があつたのかも含め、規模、建設場所、建設費について、再度答弁を願う。

「二回目の市長答弁」
図書館整備については、当然、規模、建設場所、建設費などについて、本市の身の丈に合った図書館等を整備することを考えていた。

私の図書館等整備の考え方は、財政状況を見極めた上で、施設整備の優先順位を抜本的に見直すことであり、その基本的な考えは選挙公約時とは少しの違いもない。

図書館等の建設にあつては、建設コストを抑えるとともに、ソフト面で知恵と工夫を凝らした整備プランを策定し、建物より中身を重視した市民の皆様役に立つ図書館を整備していく必要があると考えている。

「三回目の質問」

図書館整備について、これから財政状況を見極めることはわかっている。ソフト面で知恵と工夫を凝らし、中身を重視した市民の皆様役に立つ、身

6月市政 一般質問

の文にあった図書館と答弁されているのだから、答弁漏れのないよう規模、建設場所、建設費について答弁願う。

なお、現在も多くの公立図書館と連携しているが、慶應義塾大学の図書館との連携がソフト面での知恵と工夫、中身の重視との理解でよろしいか。

「三回目の市長答弁」

図書館整備については、ソフト面での充実を基本とした建設規模の決定、利用者の利便性を考慮し

た建設場所の選定、これに見合う事業費の算出など、早い時期に整備プランを策定し、事業の推進を図っていく考えである。

次に、慶應義塾大学の図書館との連携は、将来的な構想の中で連携を図ることもソフト面の充実の一つであり、その他図書館の運営や幼児教育から生涯教育といった観点からソフト事業を展開し、利用サービスに繋げることもソフト面での充実である。



松野 貞雄議員

市長の公約と政治姿勢について

「一回目の質問」

今回の市長選では、半数に近い市民の理解を得る事ができず、不平・不満を持つ市民も少なくないが、今後いかにして市民感情の改善に努められ、信頼を得る努力をされる

のか、答弁願う。

今後、市長が公約を進めていくには、議会と市民の協力が必要であり、事前の議会への説明・協議、そして、情報を公開し、広く意見を取り上げるべきと考えるが、市長の

答弁を願う。

市長は、公約として「派閥の利権による政争に終止符」「市民文化エリアの抜本的見直しの図書館建設」「地域が支える学校づくり」「統合医療体制の充実」の四点を挙げ、主要政策として「慶應大学との連携」「行政改革で、オープンで無駄のない市政」「教育では、子育てしたいまちNo.1にする」「医療福祉では、市民が安心して暮らせる街にする」「産業振興では、地域独自の新たな産業を創出する」との五点を挙げているが、市民に分かりやすく、具体的にどのように進めるのか答弁願う。

今回の補正予算として、東側庁舎建替えの基本設計費が提出されているが、継続事業であるのか、市長の政策予算であるのか、答弁願う。また、継続事業であっても、緊急性・財政状況から期間の延長ができないか、事業の必要性や優先順位を決める評価制度を導入、工事単価を引き下げ、財源をどこから捻出するか

またその対応策はできていないのか、答弁を願う。

「一回目の市長答弁」

市長選挙執行後の市民感情の改善と信頼を得る努力については、これからの市政運営を図る上での課題の一つとして、私に支持をいただくことができなかった皆様への対応は、重要な位置を占めるものと考えている。

そのため大切なことは、市政運営の基本として、すべての市民の皆様に分け隔てなく、何よりもまず市全体の公益を優先し、より多くの市民の皆様の福祉の向上を念頭に置き、市政運営に全力で取り組む決意を貫き徹すとともに、こうした考えを現実的な行動として市民の皆様にお示しをしていくことが大切であると考えている。

また、さらには、市民の皆様との真摯な議論のやりとりなどを通して、胸襟を開いた率直な議論を重ねること、そこには必ずや連帯感のようなものが芽生えてくるものと確信しており、そのた

めの努力を続けて参る。

次に、公約の実現を図る上での議会並びに市民の皆様との連携については、市政運営を図るうえで議会並びに市民の皆様と連携を図り、それぞれの役割、権能のもと総力を挙げ諸施策の推進に取り組むことは、地方分権の進展など、現下の社会状況においては大切なことであると考えている。

そのためには、事前の情報提供、説明などを前提として、政策論議を活発に行うことにより、一層緊密な連携が可能になるものと考えている。また、こうした議論を幅広く展開することにより、本市にとって必要な事業を見極めることが可能になると考えているので、事前の情報提供、説明責任を果たすことなどに努めて参る。

公約としての派閥の利権による政争に終止符については、本市施行以来、過去の選挙戦を振り返ると政治派閥が激突するケースが多く、その結果、派閥政治による弊害が少な

からずあつたことは否定できない事実である。今回、派閥解消を公約に掲げ、多くの方々の支援をいただき、市長に就任させていただいた。この多くの市民の負託に応えていかなければならない責務は大変重いものと感じている。

したがって、市政運営にあたっては、公平・公正をモットーにしがらみのない運営を行うことが、派閥解消に繋がるものと確信している。

次に、市民文化エリアの抜本的見直しの図書館建設については、老朽化が進む中で、建て替えなどを含めた整備をする必要がある。これまでの整備計画によると、投入する事業費は、市の健全な財政運営に大きな影響を及ぼすものであり、また後年度の市政運営に大きく負担が掛かるものと考えている。

そのため、図書館の運営や規模、建設場所の選定や市民会館、富士五湖文化センターの課題に対応した建設事業費などに

ついて、あらゆる角度から検討し、早急に決断したいと考えている。

地域が支える学校づくりと子育てしたい町No.1については、地域の大人たちが自分たちの経験や知識を生かし、子どもたちの学習を支援する学習ボランティアを学校教育に導入するなど、地域の大人やお年寄り、さらには高校生においても積極的に小中学校に関わりを持つていただき、地域みんなで子どもたちを育てる開かれた学校、地域みんなが見守る安全で秩序のある学校づくりを積極的に取り組んでいきたい。

次に、統合医療体制の充実と市民が安心して暮らせる街については、医療環境を取り巻く状況が、診療報酬の改定、医師等の不足に代表されるよう非常に厳しい状況にある。また、公立病院が抱える問題も処理しかねる状況も露呈している。このような環境下で、市立病院の改革や、近隣の公立病院や開業医との機能分担の確立を図り、日々

変容する医療環境に対応し、国や県とも連携・協力を図る中で、地域医療の充実に努めていきたいと考えている。

さらに、緊急の課題である、小児初期救急医療施設は、県に強力で働きかけを行い、この地域への一日も早い実現に向け、最大限の努力を傾注して参りたいと考えている。

また、市民が安心して暮らせるまちについては、市民一人ひとりが障害の有無や年齢等に関わらず、誰もがその人らしい生活を送れるよう、市民の皆様の見解を伺い、また、関係団体と連携を密にとり、公平な福祉サービスの提供に努めて参る。

次に、慶應義塾大学との連携については、前市政からの懸案でもある慶應義塾大学の誘致は、本市の新しい時代におけるまちづくりと、長期的発展を目指す上で、慶應義塾大学からの知的支援は必要不可欠と考えている。

慶應義塾大学との連携・交流を図っていく手掛りとして、まず、連携協

力することを約する基本協定を締結したいと考えている。

協定にあたっては、市単独ではなく、山梨県、忍野村、山中湖村及び恩賜林組合と連携する中で、広域的視野に立って、その実現を図って参る。

協定締結後の進め方については、関係機関の代表者による推進委員会を立ち上げ、協議して参る。次に、オープンで無駄のない市政については、行財政改革の推進は、情報公開が前提となり改革の実効性が高められる面がある。

財政の面においては、まず市民の皆様のご当然の権利として、財政状況を市民の皆様によりわかりやすい表現で公表をすることにより、本市の財政状況がどのような状態であるか認識をいただき、本市がなすべき事業、真に必要な事業について議論を徹底することが大切になる。また、こうした限りある財源の分配については、事業に優先順位をつけることと、その中で

何を優先して、何ができないのか説明責任をしっかりと果たすことで、市民の皆様のご理解と協力をお願いして参る。

また入札の面においても、入札関連情報を市ホームページで公表するなどして、入札の透明性を高めるなど、情報の公開を前提とした取り組みを推進することにより、公平公正、透明な行財政運営を図って参る。

次に、地域独自の新たな産業を創出する政策については、産業の振興と企業の活性化が、市民生活向上の一つの基本であり、市勢伸展の原動力でもあることから、産業の振興を最重要施策の一つに位置付け、積極的に取り組んで参りたい。

また、企業誘致については、清らかな水と空気を求め、活用する産業として、すでにこの地域に進出している水の生産企業や精密機械関連業者等もあるが、引き続きこの地域の環境保全に貢献できる企業の誘致を積極的

6月市政 一般質問

に進めて参る。

東側庁舎は、平成十年に耐震診断を行い、倒壊又は崩壊する危険性が非常に高いとする判定結果に基づき、教育委員会等が入居している東別館とともにこれまで継続事業として建替計画を模索してきたところである。

この建物が耐震構造面において他の施設に比べ脆弱であり、さらに、防災対策の拠点としての防災センターをも併せて整備する予定であるので、緊急性の高い事業として早期に整備していきたいと考えている。

優先順位等評価制度については、今後、評価の方法や費用対効果、財政状況等を勘案しながら、導入に向け検討していきたいと考えているが、東側庁舎の建替については、緊急性、優先順位とも非常に高い事業であると判断しているので、理解願いたい。

工事費のコスト削減については、今後、効率性・経済性に十分に配慮した庁舎の仕様とするため、

設計業者等と十分協議しながら基本設計を積み上げ、できる限り工事費の「コストダウンを図って参りたいと考えている。

また、工事費の財源については、平成十八年度に庁舎整備基金を創設させていただいているので、この基金を積み立てることにより、確保して参りたいと考えている。

「二回目の質問」

文化工リアの整備について、予算の二転三転や議会で否決などのような失態を繰り返さないためにも、執行者、議会、民間の有識者等による検討委員会を早急に立上げ検討すべきと考えるが、答弁を願う。

また、事業予算の削減によつて、補助金も削減される。さらに、まちづくり交付金事業の補助金の最終年度は平成二十二年であるので、補助金削減分の財源確保、二十二年までの着工が不可欠と思つが、答弁を願う。

小児初期救急医療施設の整備については、山梨県以外にも、長崎代議士

などの国会議員や県議会議員にも協力を要請すべきと思つが、答弁を願う。

入札に関し、今後は最低価格を下回つても、適正な工事が見込まれる場合は、落札できるようにすべきと思つが、答弁を願う。また、地域業者育成のための本市に見合うような競争入札、さらには、市内に本社がある業者とランク付け業者等とを考慮した偏りのない入札を進めるべきと思つが、答弁を願う。

慶應大学の誘致は私も基本的には賛成だが、広域的連携には、山梨県の協力は不可欠としながらも、忍野・山中湖二村や恩賜林組合との連携は、明治大学の土地の件もあり、問題が起きる可能性もあると危惧している。そこで、広域的關係機関代表者の推進委員会による推進方法は賛成するが、私どもの心配のないような誘致と対策を検討すべきと思つが、答弁を願う。

東側庁舎の建替は、平成十年の耐震診断の結果によると、早急な具体策を執るべきであつたと思つが、当時の執行者が先送りしたことは、理解に苦しむ。また、庁舎整備基金も何で今日まで積み立てなかつたのか、その理由を答弁願う。

また、倒壊や崩壊の危険性から緊急性や優先順位などは理解しているが、平成二十二年の建替え時期や本館の耐用年数をも考慮すると、多額の財源が必要と言われている。庁舎整備基金を始めとして、如何に資金手当てをするのか、答弁を願う。

また、優先順位、評価制度、単価「コスト、費用対効果など、前向きな答弁をいただいたが、市長として実現に向けての、力強い答弁を願う。

「二回目の市長答弁」
市民文化工リアの整備を進めるにあたり、検討委員会等を早急に立ち上げ検討すべきであるとの提案であるが、早い時期に図書館を含む市民文化工リアの整備についての方向性を決断するため、関連する担当部署により検討

討を行い、早急に整備プランを策定して参りたいと考えている。

まちづくり交付金事業については、市民文化工リア特に市民会館の建て替えを中心として整備することで、国土交通省の「まちづくり交付金」として事業採択を受けたものである。

交付金の算定額は、制度上の関係から、事業の見直しによる事業内容や事業費により交付される金額も変わるものである。

次に、小児初期救急医療施設については、この事業の推進には、富士北麓・東部の市町村が一致協力や、施設運営面における医師会との連携が不可欠となる。このため、関係市町村や医師会とも忌憚のない意見交換や意思統一を図り、地域が一丸となつて取り組む体制づくりが必要になるものと考えている。

現在、私は、圏域内の住民の健康増進、適正な医療提供体制の確保などを目的に設立された富士・東部地域保健推進委

員会」の会長を務めている。委員会の設立の端緒ともなうた、小児初期救急医療施設の整備は、重要な課題であり、市長という立場に加え、会長職としても、責務の重要さを認識しており、組織の強化を図る中で、県当局へ強力な働きかけを行うなど、最大限の努力を傾注して参る。

地域一丸となり整備に向けた取り組みを図るため、富士北麓など選出の国会議員や県議会議員に協力要請を行うことも視野に入れ、早期整備を目指し対応して参る。

次に、入札問題については、公共工事には、本市の社会資本の整備・充実に資する大きな使命があるとともに、公共工事に関連する建設業等が本市の地域経済を支える主力産業の一つとして機能していることから、地域振興を図る上でも大きな役割を担っているものと考えている。

一方、発注する市側は入札の競争性を高め、公正な競争を確保し、かつ、

入札の過程など、一連の流れの透明性を確保するとともに、適正な施工を確保していかなければならないものと認識している。

入札制度の見直しについては、こうした観点を主眼としながら、一般競争入札対象工事の拡大を図るための検討に併せ、公共工事が地域に及ぼす影響なども考慮した検討、見直しを進めて参りたいと考えている。

公募型指名競争入札の導入と低入札価格調査制度の実施については、「良いものをより安く」とする考え方から、入札参加者の努力による、より低い価格での落札と公共工事の品質確保の両立という観点に立って、制度導入の精査・研究を進めて参りたいと考えている。

また、地域業者育成の点については、建設業等は本市の地域経済を支える産業として機能しているもので、制度見直しは、地域業者育成の観点から、業界全体の活性化を図ることができるよう取

り組んで参りたいと考えている。

次に、慶應義塾大学の誘致については、協定に参画予定の各機関においては、慶應義塾大学の知的支援を受ける中で、この地域の長期的発展を目指していくことを共通の認識としているので、強い連携のもとに誘致を進めることができるものと考えている。

耐震補強工事等を必要とする建築物の中でも、特に小中学校校舎については、次代の本市を担う子どもたちが学習する施設として、また、有事の際に近隣住民が避難する施設として、大変重要な役割を担っているため、これまで耐震補強工事等は、小中学校校舎を優先して実施している。

東側庁舎の整備についても、耐震補強工事等の必要性のあることから、これまで実施年度等について協議を行ってきたが、平成十八年度に庁舎整備基金を創設、積立を開始したことから建替に向けた環境が整ったので、今議

会に基本設計費を上程させていただいた。

本庁舎建替の財源についても、まずは庁舎整備基金を中心とした資金計画となるので、今後においても、本市の財政状況等を勘案しながら、計画的に積立を継続し、将来に備えていきたいと考えている。



宮下正男議員

市長の政治姿勢について

「一回目の質問」

所信説明の中にある次の四点について、より具体的な内容で、市長の考えを聞かせてほしい。一点目として、要求実現型行政から脱し、市民中心主義を徹底」について、六月

号の広報紙で、個別的な見返りに繋がるような行政は絶対に行わない」と説明されているが、もう少し具体的に説明願いたい。

二点目として、「快活な市風をつくるために」ミニ二テの再生を促す地域

ている。

評価制度等については、本市の財政状況を詳細に把握、検討し、今日の厳しい財政状況に至った原因を追究、分析し、その結果を踏まえる中で費用対効果などにも着目した評価制度を導入していく。

内分権の実現に取り組み」について、

三点目として、「教育再生会議の多彩なメンバーと関わりを持ち、地域の特性に沿った学校づくり」について、

四点目として、財政問題の考え方で、財政状況を知ることは納税者の当然の権利」あるいは、何を優先して、何ができないのか説明責任を果たす」としているが、これらは、マネーストにもある、情報公開を徹底する」の一言

6月市政 一般質問

に尽きると思うが、具体的にどのような方法で情報公開を徹底していくのかを伺う。

「一回目の市長答弁」

「要求実現型行政から脱し、市民中心主義の徹底」に関して、広報紙で「個別的な見返りにつながらるような行政は絶対にしては」としたところについては、私の市政運営の基本として、何よりもまず市全体の公益、より多くの市民の皆様の福祉の向上を念頭に掲げ、行財政運営を図ることを表明したものである。こうした基本姿勢の堅持により、これからの市政運営に際し、不公平な配分や、あるいは後年、効果がなかったと評価されるような投資は厳に慎み、市政推進にあたることを市民の皆様にお約束申し上げたものである。

二回目の「ミニミニ」の再生を促す地域内分権の実現については、地域「ミニミニ」は、市民の皆様のお互いの連帯感や信頼関係などが、人と人とを結びつける役割を果たすこと

により発生した地域社会である。

こうした人と人とのつながりは、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく上では欠くことのできない要素ではあるが、急激に進展した都市化などあわせ、地域が本来有していた相互扶助の機能が低下してきたことも事実である。

また、さらに、近年の少子・超高齢社会の到来に伴い、高齢者や子育て家族に対する支援、防災・防犯対策など課題解決にあたり、地域の皆様の連携や相互扶助に直結するさまざまな課題が発生している。

また一方では、地方分権の進展に伴い、自己決定、自己責任の原則のもと、地域住民が主体となり、住民生活に直結する身近な問題については、住民が互いに協力し、助け合いながら、自らの手で解決していくことが求められている。
したがって、行政としては「こうした近隣「ミニミニ」

の再生、地域内分権に結びつく活動へのより適切な支援に努め、地域と行政が協力関係を築いていく必要があると考えている。

教育再生会議との関わりは、今後、この会議の提言を受けた施策の展開が図られることが見込まれているので、このような施策をいち早く取り入れるべく、国の情報を的確に捉え、速やかな対応を図るための環境を整えて行きたい。

また、地域の特性に沿った学校づくりは、学校や子供たちに身近な地域社会の人々が子供たちと共に学校活動や地域行事、ボランティア活動などに参加する機会を増やすような学校づくりを進めるよう、教育委員会に要請して行きたい。

市の保有する情報はすべて市民の共有の財産であるとの基本的理念に立ち、まずは、市民からの請求により開示するだけでなく、本市の財政状況や政策調整会議の検討結果や政策形成過程情報等の

公表・提供を広報紙やホームページを通じて行うなど、早期に市自らが積極的に市民の求める情報をより分かりやすく提供することに取り組んでいきたいと考えている。

この制度を十分に活用する中で、市民にとりてこれまで以上に市政が身近に感じられ、公正性、透明性を実感できる市政運営を目指して努力を重ねていきたいと考えている。

「二回目の質問」

利益誘導を断ち、派閥解消を徹底していくには、やはり私は市職員に対する公職者等からの「口利き」を文書化し情報公開請求に応じて公開していくことである。私の知る限り「口利き」を文書化し、対応がなされている自治体もあり、堀内市長も、徹底した派閥解消」と言われているので、まずこの「口利き」の文書化を実施し、情報公開の請求に対して公開していくことについて、考えを伺う。

財務諸表の公表について

て、市長は自らの政策予算について棚上げし、優先的に財政検証を行うということであるので、検証については、当然すべての会計を連結しての検証であり、公表も国が要請している財務四表を市民にわかりやすい形にしての公表になるものと考えているが、市長の考えを伺う。

学校教育問題について、市長は、今後教育再生会議の提言を受けた施策の展開が図られることが見込まれているので、このような施策をいち早く取り入れるべく環境を整えていきたい」と答弁しているが、厳しい評価の多い教育再生会議の提言に対しては、より地方の教育委員会が主体性を持ち、提言内容を精査する中で、地域の特性に沿った学校づくりをすべきと考えるが、市長の考えを伺う。

「公平公正、透明な行政」や「情報公開の徹底」を推進する重要な考え方として、市民の知る権利「や説明責任」という表現が使われている。武川市

長時代に「市民の知る権利」等の文言を情報公開条例に明文化すべきと質問し、「今後、研究・検討する」との答弁を得ている。今や市長の言う地域内分権の時代でもあり、行政の情報も積極的に開示できる仕組みづくりが重要である。

そのためには、これらの文言を明記する条例整備をすべきと考えるが、市長の考えを伺ふ。

「二回目の市長答弁」

公職者等からの行政への不当な介入を防ぐため、口利きを文書で記録し、情報公開文書の対象とする先進的な自治体が出始めてきている。

現在、本市においては要望などがあつた場合には個々の事案ごとに正当性や妥当性を判断した上で、あくまでも参考意見として事務処理を行っている。

したがって、今後先進都市での効果などを十分に見極めた上で、文書化の取り扱いなども含めて、本市としての統一的な事務処理手順の作成な

どについて、調査研究していく。

財政問題については、財政の検証方法は、本市の過去五年間の財政状況を詳細に比較、検討し、今日の厳しい財政状況になった原因を追究、分析し、その結果をふまえ、事業の取捨選択等をする中で「これまでの富士吉田市中改革プラン」の内容を精査し、さらに具体的に詳細な新しい富士吉田市中改革プラン」を作成して参る。

分析の内容については、経常収支分析と経費分析からなり、経常収支比率の内訳を各市平均、類似団体平均と比較、分析することを基本とし、さらに、それだけではフォローできない経費については、他の指標を活用して比較、分析をして参る。

さらに、性別別歳出費目についても、分析の効率性及び歳出削減への寄与の観点から、比較的構成比の大きい費目を対象に分析をして参る。

その分析結果をもとに、事務事業の廃止・縮

減、民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与の適正化、増収対策、地方公営企業等の経営健全化等の推進を図って参りたいと考えている。

こうした作業と並行して、当然、連結バランスシート公表のための事務を進めていかなければならないと考えているが、当面はこれまで申し上げてきた取り組み方法を中心として、作業を深く掘り下げ緻密に進めて参る。

また、国が要請している連結方式による財務四表の公表は、一つの目処として、国の指導に基づく平成二十一年度を目標として公表して参るが、それ以前においても公表でき得る段階になり次第、機会を捉え公表をして参る。

学校教育問題については、当市をはじめ、日本の将来を担っていく子供たちの、学力の向上と健全な育成を図ることは、我々に課された重要な責務であり、小中学生の学力低下、いじめ、勉学に集中できない子供たちな

ど、教育の再生は全国的に大きな課題となつていく。

教育再生会議の提言については、国の施策に速やかに対応していくことができるよう、提言内容を的確に把握し、必要度等を選択する中で、国の施策と相まって、学校とそれぞれの地域とが緊密な連携を図れるよう、教育委員会に要請して行きたい。

「知る権利」という表現については、自由に情報を受け取る権利と情報開示請求権の二つの権利を総称したものと受け止めているが、国における情報公開法の制定を巡つても、「知る権利」の中に情報開示請求権が含まれるのかどうか統一見解が打ち出されず、結局、情報公開法の中でも、知る権利」という言葉が用いられたかったという経緯もある。

したがって、情報開示請求権は、条例で規定してはじめて市民等の権利として認められることになると認識しているの

で、理解願いたい。

「説明責任」の明記については、この表現を条例で規定していくべき意義や運用していく上での整合性などについて研究し、前向きに検討していきたいと考えている。

私もが行つ様々な行政サービスは、納税という形で市の財源を負担する納税者たる市民が当然の権利として受けるものである。したがって、本市の情報公開制度においても、納税者たる市民を中心に本市に関わりを持つ方々を開示請求権者とした制度となつているので、理解願いたい。

「三回目の質問」

口利きの文書化と公開に関し、口利きは要望や陳情と紙一重で、建設的なものもあると思つたが、公開されない前提での口利きの問題がある場合が多いと思ふ。そこで、情報公開される仕組みを作ることが行政への不当な介入を防ぐ上で効果的であると考えるが、再度、市長の考えを伺ふ。

市長の言われる地域内

6月市政 一般質問

分権の考え方を取り入れ、自治会長へ明確な権限を与えれば、より良い地域コミュニティづくりができるのではないかな。さらには、渡辺正志前県議の「マフレスト」の中に、「百人会議」というものがあつたが、これも重要な考え方であると思うので、地域内分権の具体策を出し実行に移してほしいと思うが、市長の考えを伺う。

市長の政策予算を九月以降にしてまでも財政分析をするのだから、全会計の連結財務諸表を作成しなければ、しっかりした予算付けができないのではないか。さらに、「地方自治体財政健全化法」が成立し、財政評価指標に「連結実質赤字比率」が加えられ、来年度の予算編成時から収支改善に向けた対応が必要とも言われている。このような状況を踏まえた中で、連結方式の財務四表の公表は平成二十一年度を目標と考えるのでは遅すぎるのではないか。財務分析の会計範囲と公表時期について、再度、考えを伺う。

また、昨年十二月に公表されたバランスシートはそのものだけで、説明は用語解説だつた。今回はそのようなことはないと思うが、公表方法と内容についても具体的な考えを伺う。

さらに、財政状況を公表しても市民が理解することは難しい。そこで、市民向けに財務運営を学ぶ機会を提供したらどうか。市長の考えを伺う。

市長や教育委員会が学校現場の実態を知ることが重要だ。幸い、市長は市長参観日を始めたり、吉田中の二十一地域会議へも出席されたが、今後の学校現場の実態把握をどのように考えるか、下二小への訪問の感想と合わせ、答弁願いたい。

「知る権利」とは、開示請求権、「情報受け取り権」とは違い、「請求権者が知りたいと思う情報を知る権利」であり、本市条例上の表現とは意味が違うのではないか。「説明責任」の明記に合わせ、「知る権利」に対しても前向きに検討してほしいが市

長の考えを伺う。

「三回目の市長答弁」

今後、先進都市での効果などを十分に見極めた上で、文書化の取り扱いなども含めて、本市としての統一的な事務処理手順の作成などについて、調査研究していく。地域内分権については、私の地域内分権に対する考え方は、地域内分権の原点にあるのは人と人との繋がりにある。その繋がりが「核」となり、お互いに相互扶助の精神性が結びつき「線」となる。さらに、「この線が地域的な規模に拡大して「面」となり、自分たちの住む地域の問題をお互いが協力し合い、助け合いながら、住民自らの手で解決していく、「この地域の力が地域内分権を支えるものと考えている。必要なことは、今の時代にふさわしい地域の力を結集するための道筋を、地域の新たな行動様式として定着させていくことであろうと考えている。

そのためには、各地域を画一的に括るような手

法ではなく、それぞれの伝統、文化、慣習等を尊重した地域ごとの内発的な自主性に任せるべきであると考えている。こうした各地域の自主性を尊重し、地域の問題意識に基づいて取り組む諸々の活動を行政が支援して行くことが大切になると考えている。

百人会議については、行政と地域とが役割を分担する中で、行政が各地域の公的な要望をお聴きし、それにお応えしていくことと認識している。

したがって、地域内分権とは若干意味合いを異にするのではないかと考えているが、行政が自己の役割を果たすため地域の声に直接耳を傾けることは非常に大切なことであると考えているので、そのための仕組みづくりと、その仕組みに基づいた取り組みについても鋭意進めて参る。

次に、財政問題については、財政分析の方法に関する基本的な考え方は、本年度の財政状況だけを断片的に捉えても、

分析の効果という面においては、一面的なものになりやすいと考えている。

そこに時系列的な流れの視点を加えることにより、年次的な変化や傾向の把握が可能となり、今日の社会的状況と合わせ、より多面的な分析が可能になり得るものと考えているので、本市の過去五年間の財政状況を詳細に比較、検討するものである。

したがって、財政分析の手法としては連結方式による財務四表の作成による分析ではなく、一回目に答弁申し上げました手法により分析をして参る。

財政分析の会計の範囲については、普通会計を中心として、普通会計から他会計への繰り出しとその繰り出しの繰り出しとについて分析を進めて参る。また、本分析結果の公表の時期については本年九月末を一つの目処としている。その公表の方法については、市の広報紙、ホームページ等を予定している。

連結方式による財務四

表の公表が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の実質赤字比率の公表との関係で遅すぎたのではないかと指摘をされている。確かに両者ともに連結という考え方が根底にある、それぞれ別の目的、別の意義を有している。基本的には国の方針に基づいた対応を図って参りたい。

また、市民の皆様に向けた市財政に関する講座については、今後、財政に限らず行政に関する情報は、積極的な提供に努めて参るが、その取り組みの過程における市民の皆様との反響やお考えなどを踏まえながら検討、判断をして参りたいと考えている。

子どもたちの健全な育成を図り、教育行政を推進するにあたっては、教育現場の状況の把握は欠かせないものであり、今後、順次学校を訪問する中で、より良好な教育環境を整備するとともに、開かれた学校づくりを進めるため、学校現場の現状把握に努めて行きたい。

学校においては、授業の方法や学校の雰囲気などすべてにおいて、私の通っていた時代とは変わったなどというのが率直な感想である。また、吉田中学校の地域会議においては、学校、PTA、地域の方々が一体となった取り組みに、感銘を受けたところである。

「知る権利」については、表現の自由、根拠を置く、自由に情報を受け取る権利として憲法上保障されるべき権利であるが、現在の最高裁判所の判例においては、行政情報の開示請求権という意味での「知る権利」は、未だ認められていないのが現状である。

そこで、本市としては、地方自治の理念を踏まえ、より充実した情報公開制度の確立を目指すため、情報公開条例を制定し、法体系に則した中で、「知る権利」よりも、さらに具体的な表現を用い、市民に対する開示請求権を明文化したものである。したがって、この条例の施行により、「知る権利」

が担保され、市民の市政に対する理解と信頼を深め、公正で、透明な市政運営に資するための制度が確立されているので、理解願いたい。

説明責任の明記については、前向きに検討していく。

「四回目の質問」

派閥意識が薄らいでいるとはいえず、まだまだ弊害が残っている。今後、市長の政策実現には、常に派閥の弊害をどう解消するかが問われる。そのためには、市長自身の強い意思が必要となる。そこで、徹底した派閥解消に向けて、市長の決意の程を伺う。

「四回目の市長答弁」

派閥解消に向けての私の決意については、私は、市政運営にあたり、徹底的に派閥を解消し、しがらみのない運営を行って参る。

議会の動き

正副議長、委員長研修
正副議長、委員長が参加し、政務調査費・議会の情報公開について、活発な意見交換が行われました。

実施日 七月三十一日から
八月一日
研修先 静岡県三島市
内容 政務調査費・議会の情報公開に関する調査・研究



議案の処理結果（6月定例会）

議案番号	件名	結果	内容
報告第6号	継続費繰越計算書について	報告	平成18年度一般会計において、平成18年度から平成19年度までの2か年継続事業の（仮称）明見湖公園整備事業外3件について、平成18年度の年割額のうち1億5,841万603円を翌年度へ逐次繰越したものの。
報告第7号	継続費繰越計算書について	報告	平成18年度大明見水道特別会計において、平成18年度から平成19年度までの2か年継続事業の大明見水道施設整備事業について、平成18年度の年割額のうち6万6千円を翌年度へ逐次繰越したものの。
報告第8号	繰越明許費繰越計算書について	報告	平成18年度一般会計において、老人保健事業外8件2億9,240万8,269円を翌年度へ繰越したものの。
報告第9号	繰越明許費繰越計算書について	報告	平成18年度国民健康保険特別会計において、国保事業3,013万5千円を翌年度へ繰越したものの。
報告第10号	繰越明許費繰越計算書について	報告	平成18年度介護保険特別会計において、介護保険事業598万5千円を翌年度へ繰越したものの。
報告第11号	繰越明許費繰越計算書について	報告	平成18年度大明見水道特別会計において、大明見水道施設整備事業490万円を翌年度へ繰り越したものの。
議案第53号	平成19年度富士吉田市一般会計補正予算（第1号）	可決	平成19年度一般会計補正予算第1号で、歳入歳出にそれぞれ1億7,517万8千円を追加し、総額を179億4,917万8千円としたものの。
議案第54号	平成19年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	可決	平成19年度下水道事業特別会計補正予算第1号で、歳入歳出にそれぞれ2,399万5千円を追加し、総額を15億7,417万6千円としたものの。
議案第55号	平成19年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	可決	平成19年度国民健康保険特別会計補正予算第1号で、歳入歳出にそれぞれ1,202万7千円を追加し、総額を59億4,180万2千円としたもの
議案第56号	平成19年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第1号）	可決	平成19年度介護保険特別会計補正予算第1号で、歳入歳出にそれぞれ706万3千円を追加し、総額を24億2,649万4千円としたものの。
議案第57号	特別委員会の設置について	可決	富士吉田市議会に演習場対策特別委員会、織物等産業振興対策特別委員会を設置するもの。